

路面清掃車（リヤリフトダンプ両ガッター式）仕様書

概 要

この仕様書は、路面清掃車（リヤリフトダンプ、両ガッター、補助ガッター付、ブラシ式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については、旭川市（以下「甲」という。）と物品供給人（以下「乙」という。）が協議の上、決定するものとする。

1 型 式

路面清掃車（リヤリフトダンプ、両ガッター、補助ガッター付、ブラシ式）

2 性 能

(1) 清掃速度	3～30km/h
(2) 清 掃 幅	両側 3.00m 以上 片側 2.24m 以上
(3) 最高速度	90km/h 以上
(4) 登坂能力	0.44tan θ 以上
(5) 最小回転半径	8.0m 以下
(6) ホッパダンプ角度	55 度以上
(7) ホッパダンピングクリアランス	2.45m 以上
(8) ホッパダンピングリーチ	0.87m 以上
(9) 騒音レベル	80dB(A) 以下

3 主要諸元

(1) 全 長	8,100mm 以下
(2) 全 幅 (回送時)	2,400mm 以下
" (片側作業時)	2,700mm 以下
" (作業時最大)	3,000mm 以下
(3) 全 高 (排気管開口部上端)	3,000mm 以下
" (ダンプ時最大)	5,200mm 以下
(4) 最低地上高 (側ブラシ下端)	90mm 以上
(5) 最大積載量	3,700kg 以上
(6) 乗車定員	2 人

4 シヤシ諸元

(1) 機 関	
・型式	水冷ディーゼル機関、4 シリンダ直噴式
・最大出力	177kw/2, 400rpm 以上
・最大トルク	765N・m/1, 600rpm 以上
・オルタネーター	24V-60A
・バッテリー	12V-88Ah× (5 時間率) ×2 個
・燃料タンク	100ℓ以上
・尿素水タンク	14ℓ以上
(2) 動力伝達装置	トルクコンバータ (ロックアップ式)
(3) 変速機	自動変速機・前進 6 段・後退 1 段
(4) 懸架装置	(前) 半だ円板バネ式 (後) エアサスペンション式
(5) 制動装置 (主ブレーキ)	空気油圧複合式内部拡張 4 輪制動
制動力制御	アンチロックブレーキシステム
(6) かじ取り装置	ボールナット式 (油圧倍力装置付)
(7) ハンドル位置	左側

5 作業装置

(1) 機 関 (作業用)	
・型式	水冷ディーゼル機関、4 シリンダ渦流式
・最大出力	34. 6kW/2, 600rpm 以上
・最大トルク	135N・m/2, 200rpm 以上
・オルタネーター	24V-20A
・バッテリー	走行用バッテリーと共用
・燃料タンク	走行用燃料タンクと共用
(2) ホッパー	
・型 式	リヤリフトダンプ式
・構 造	2. 0~6. 0mm 鋼板溶接構造
・ホoppa内容積	2. 5 m ³ 以上
(3) 主ブラシ	
・規 格 (直径×長さ-数)	900mm 以上×1, 435mm 以上-1
・駆動方式	油圧モーター駆動
・支持方式	スイングアーム式
・上下操作方法	油圧式
・上昇時地上高	450mm 以上
・ダートシュー装置	上下可動式
(4) 側ブラシ	
・規 格 (直径×長さ-数)	850mm 以上×300mm 以上-左右各 1

・駆動方式	油圧モーター駆動
・操作方式	油圧式
・最大傾斜角度	12 度以下
・取付位置	左右前輪後部
・上昇時地上高	90mm 以上
(5) 補助側ブラシ	
・規格 (直径×長さ-数)	850mm 以上×300mm 以上-左右各 1
・駆動方式	油圧モーター駆動
・操作方式	油圧式 (側ブラシと併用)
・取付位置	左右ブラシ後部
・上昇時地上高	90mm 以上
(6) コンベア装置	
・駆動方式	油圧モーター駆動
・コンベヤベルト	スキュージ式ゴムチェーン
・コンベヤ幅	1,470mm 以上
・上昇時地上高	315mm 以上
(7) 散水装置	
・散水ポンプ型式	遠心式 (電動機直結駆動形・圧力散水式)
・散水箇所側	ブラシ部及びフロントバンパー部
・散水ノズル	側ブラシ部 左右各 4 か所 側ブラシ補助部 左右各 3 か所 フロントバンパー下部 4 か所 左右前方集中 左右各 1 か所
・水タンク容量	1,900ℓ
・給水口	140mm φ
(8) 油圧装置	
・油圧ポンプ	1 式
・油圧モーター	1 式
・油圧シリンダー	1 式
・電磁操作弁	1 式
・マニュアル操作弁	1 式

6 計器類

・回転計 (本体機関用)	1 個
・回転計 (作業機関用)	1 個
・水位計 (水タンク用)	1 個
・ホップ収納量検知装置	1 個

・機関予熱表示灯（本体機関用、作業機関用）	各 1 個
・時間計（作業機関用）	1 個
・コンベヤ停止検知装置	1 式
・運行記録計(120km/h 速度計、7 日計)	1 式
・作業装置操作盤	1 式
・水タンク低水位警報装置	1 式

7 照明装置類

(1) 前部霧灯	2 個
(2) その他	
・前照灯	2 個
・車幅灯	2 個
・前面方向指示器兼非常点滅表示灯	2 個
・前部側面方向指示器兼非常点滅表示灯	2 個
・中央部側面方向指示器兼非常点滅表示灯	2 個
・後面方向指示器兼非常点滅表示灯	2 個
・尾灯、制動灯	2 個
・番号灯	1 個
・後退灯	2 個
・室内灯	1 式
・作業灯	左右各 1 個
・側面マーカーランプ(青色)	左右各 3 個

8 装備品

- (1) エアコン
- (2) AM/FMラジオ
- (3) 消火器
- (4) フロアマット
- (5) サンバイザー
- (6) 定尺マット
- (7) 後部安全表示装置（別紙後部安全表示装置に関する仕様書のとおり）
- (8) スペアタイヤ
- (9) スペアタイヤキャリヤ
- (10) 黄色回転灯（散光式）
- (11) 後部反射器
- (12) 車両後方確認テレビ（電子インナーミラー等）
- (13) バックブザー

- (14) スコップ及びスコップ掛け
- (15) 右側ブラシ横チルトリモコン装置
- (16) 散水配管保温装置
- (17) PUB 上部シュラウド
- (18) 水抜き装置

9 付属装置及び付属品

- (1) 洗浄用ホース (10m) ノズル付
- (2) 標準工具
- (3) 車輪止め
- (4) 非常信号用具
- (5) ひっかき棒

10 塗 装

別紙塗装及び標識等に関する仕様書による。

11 検 査

乙は十分なならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

12 保 証

納入後 1 年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議の上、乙に無償修理を行わせることがある。

13 その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火（以下「灯火等」という。）の取付方法は、次のとおりとする。

ア 灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け建設省機発第 473 号（以降の改正分を含む。）」に準ずるものとする。

イ 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付

部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等

本履行に当たり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出等、納入機の使用に際して必要となる手続については乙が代行するものとする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

(5) 自動車損害賠償責任保険料については、別途とする。

14 製作上の問題等製作に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要になった場合は、本市とその都度速やかに協議し、承認を得た後に施行すること。

15 納入期限、納入場所及び納入台数

納入期限 令和9年3月31日

納入場所 旭川市東旭川町下兵村6番地の2（旭川市土木事業所敷地内）

納入台数 本仕様書による路面清掃車1台

16 担当課

旭川市土木部土木事業所 担当：小林 寛之

旭川市東旭川町下兵村6番地の2

電話 0166-36-2244

後部安全表示装置に関する仕様書

この仕様書は、旭川市が購入する車両の塗装及び標識等の表示に関し共通して適用する。
ここに明記されていない箇所については旭川市と物品供給人が協議の上、適宜その方法を定めるものとする。

(1) 主要寸法

外形寸法 (幅×高さ×奥行き)	1,400mm×410mm×100mm 以下
材質	
筐体	鋼板製、表面塗装処理又はステンレス製
表示窓	アクリルパネル
質量 (表示部本体)	35kg 以下

(2) LED表示部

表示色	1色 (黄色)
LEDドット数	32ドット
LED輝度	800mcd 以上
文字寸法 (縦×横)	200mm×200mm 以上

(3) 制御部

制御部は、標識装置全体を制御するものとする。

なお、表示項目を点滅表示及び流れ表示をできるものとする。

表示項目 文字 “作業中”、“注意” ブリンカ “■ ■”

(4) 表示操作部

操作リモコン (運転室)	1式
電源スイッチ	1個
操作スイッチ (表示項目切換スイッチを含む)	1式

(5) 取付位置

車両後部とする

塗装及び標識等の標示に関する仕様書

この仕様書は、旭川市が購入する車両の塗装及び標識等の表示に関し共通して適用する。

ここに明記されていない箇所については旭川市と物品供給人が協議の上、適宜その方法を定めるものとする。

1 塗装仕様

(1) 前処理

第1種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。

(2) 表面処理及び下塗り

前処理後直ちに皮膜化成、又はプライマによる表面処理を行う。皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。プライマは、1～2回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。

(3) パテ修正及び中塗り

パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥した後、水研ぎを行いプライマを1～2回塗る。サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。

(4) 仕上げ塗装

フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗料を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については1～2回塗りとする。高温部は300℃～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

2 塗色

(1) 上塗装（機械外面）

日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2015年H版）色番号「H17-70X」とする。

なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

(2) 運転室内面

夜間作業時に照明等による幻惑の無いように暗色系の塗色を標準とする。

3 表示文字

表示する文字は特に指定する場合を除き、丸ゴシック体で白色又は黒色とする。

4 バンパ等の塗色

車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には別図-1示す赤白縞の塗色を行うものとし、車体後部の赤色部分は反射塗料若しくは反射テープを使用するものとする。

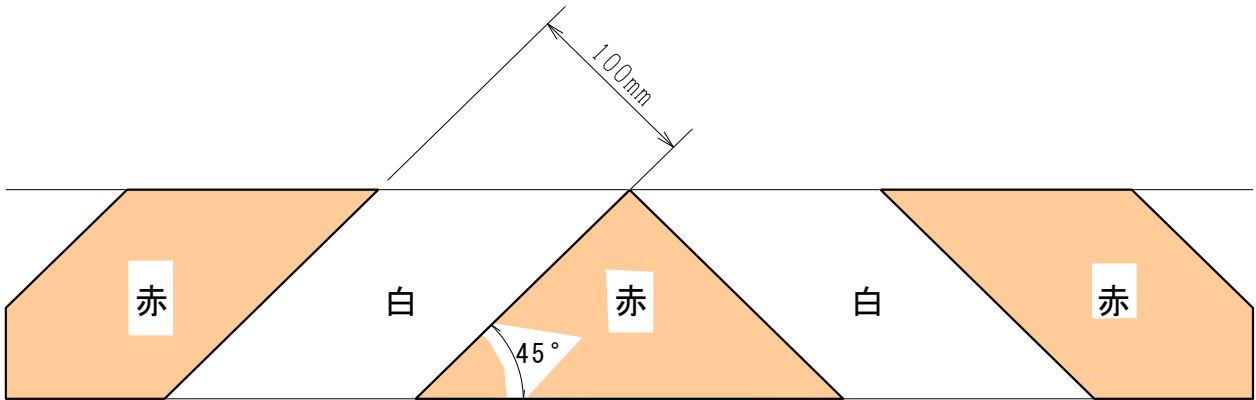
5 「旭川市」の表示

「旭川市」の表示内容は図-2-1に示す通りとし、機械の大きさ、形状等を考慮の上、車体両側面（車体形状によっては前面・後面）になるべく大きく表示するものとするが、図-2-1の表示スペースを確保できない場合には、図-2-2を表示するものとする。

6 法令等に基づく表示

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条等、関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

別図 - 1



別図 - 2 - 1



別図 - 2 - 2

